

平成20年4月1日から 『後期高齢者医療制度』が始まります！

現在、75歳以上の人（一定の障害のある人は65歳以上）は、国民健康保険・被用者保険に加入しながら、老人保険制度で医療機関にかかっています。

しかし平成20年4月からは、新しい「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかるようになります。制度の主な内容は、次のとおりです。

	老人保健法による医療制度 (平成20年3月31日まで)	後期高齢者医療制度（平成20年4月から）
運営主体	市町	県内の全市町が加入する栃木県後期高齢者医療広域連合
対象者	75歳以上のすべての人（65歳以上の一定の障がいのある）	左記に同じ
運営主体	国保、被用者保険等の健康保険に加入	国保、被用者保険等の健康保険から離脱し、後期高齢者医療制度の対象者になります
運営主体	加入する医療保険に保険料を支払います	後期高齢者医療広域連合（ただし、保険料の徴収義務は市町の担当課が行います）
患者の窓口負担	1割負担（現役並所得者は3割負担）	左記に同じ

- すべての被保険者が保険料を納めることとなります。
- これまでと異なり、扶養者、被扶養者と区別せず、1人ひとりが保険料を納めるようになります。
保険料率は、原則として県内で統一されます。（離島、その他例外有り）
- 同一県内でしたら、どの市町にお住まいでも、原則として同じ保険料率になる予定です。
その保険料率に関しては、現在、栃木県後期高齢者医療広域連合において、検討中です。

保険料の納付について

保険料は介護保険と同様、年金から天引きされますので（年間の年金受給額18万円以上の人）、今までのように保険料を納めに金融機関窓口に行く必要がなくなります。ただし、年金から天引きできない人などは、直接年金納付書で納めていただくこととなります。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係
☎9134

（仮称）総合保健福祉センターの名称が決定しました

（仮称）上三川町総合保健福祉センターの名称が、
「上三川いきいきプラザ」



と決まりました。
これからは、『上三川いきいきプラザ』と呼んでください。

6月21日（木）、採用された高田すみ子さんへ、町長より賞状と記念品が手渡されました。
一般公募期間中、町内外から82件の応募があり、応募されました方々には厚くお礼を申し上げ

ます。
選考の結果、次の方々が入選されましたので報告いたします。

▼採用作品（1名）＝

・上三川町 高田すみ子さん

▼入選作品（6名）＝

・三重県四日市市 小寺光雄さん
・上三川町 尾高ユリ子さん
・上三川町 上田孝世さん
・上三川町 永井寛さん
・上三川町 森弘高さん
・上三川町 伊藤洋子さん

以上のとおりです。
ご応募いただき誠にありがとうございました。

▼問い合わせ先＝中心拠点施設整備室 業務係 ☎9104